

府分推第46号  
令和4年5月20日

各都道府県知事 }  
各市区町村長 } 殿

内閣府地方分権改革推進室長  
( 公 印 省 略 )

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律」の成立等を踏まえた対応について（依頼）

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係  
法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号。以下「第12次地方分権一括  
法」という。）が公布されました。

本法律は、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月  
21日閣議決定）等を踏まえたものであり、その概要及び留意事項等については  
下記のとおりですので、各都道府県又は市区町村におかれましては、十分に御了  
知の上、適切に運用されるよう、御対応をよろしく申し上げます。

なお、本日付で関係府省に対して、第12次地方分権一括法の成立等を踏まえ  
た対応を依頼したところです（別紙）。また、本通知は地方自治法（昭和22年  
法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し  
添えます。

## 記

### 第一 第12次地方分権一括法の概要

#### 1 地方自治法の一部改正（第1条関係）

- (1) 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるものとする。
- (2) この法律又は規約により認可地縁団体の総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとする。
- (3) この法律又は規約により認可地縁団体の総会において決議すべきも

のとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなすものとする。

- (4) 認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を3回以上から1回とすること。
- (5) その他所要の改正を行うこと。

## 2 住民基本台帳法の一部改正（第2条関係）

指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務、地籍調査に関する事務及び空家等の調査に関する事務を機構保存本人確認情報の提供を受けられることができる事務として追加すること。

## 3 児童福祉法の一部改正（第3条関係）

都道府県が小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止すること。

## 4 医師法の一部改正（第4条関係）

医師が氏名、住所等の厚生労働大臣への届出を電子情報処理組織を使用するときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする。

## 5 歯科医師法の一部改正（第5条関係）

歯科医師が氏名、住所等の厚生労働大臣への届出を電子情報処理組織を使用するときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする。

## 6 薬剤師法の一部改正（第6条関係）

薬剤師が氏名、住所等の厚生労働大臣への届出を電子情報処理組織を使用するときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする。

## 7 難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正（第7条関係）

- (1) 都道府県が特定医療費の支給認定をしたときに支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（以下「支給認定患者等」という。）に交付する医療受給者証について、指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関の個別の名称の記載を不要とすること。
- (2) 都道府県が特定医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止すること。

8 土地改良法の一部改正（第8条関係）

市町村が災害等のため急速に農用地又は土地改良施設の災害復旧等の土地改良事業を行う必要がある場合において、応急工事計画に係る当該市町村の議会の議決を経なければならないものとする規定を削除すること。

9 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正（第9条関係）

都道府県が定めることのできる農村地域への産業の導入に関する基本計画について、導入すべき産業の業種の大綱を定めなければならないとする義務付けを廃止すること。

10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正（第10条関係）

- (1) この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部を、指定都市においては、指定都市の長が行うものとする。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

11 建築基準法の一部改正（第11条関係）

特定行政庁は、存続等の許可をした応急仮設建築物等について、当該許可の期間を超えて使用する特別の必要がある場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、更に1年を超えない範囲内において当該許可の期間を延長することができるものとする。

12 下水道法の一部改正（第12条関係）

2以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への協議について、届出とすること。

13 施行期日

この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものとする。こと。（別添参照）

- (1) 児童福祉法の一部改正等 公布の日から施行
- (2) 建築基準法の一部改正等 公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正等 令和5年4月1日から施行

## 第二 留意事項等

- 1 今般、制度改正される事務の執行に当たっては、改正の趣旨を踏まえつつ、従来から処理している関連事務と一体的かつ総合的に行うことによって、住民等へのサービスや利便性の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 2 今般の改正に関して、各省庁（地方支分部局を含む。）へ、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、地方公共団体に対する必要な支援を実施するよう依頼しております。このような支援を活用し、庁内での推進体制の構築をはじめとする環境整備を行っていただき、適切な事務執行のための必要な準備等に遺漏なきようお願いいたします。
- 3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲に際しては、都道府県においては、指定都市との間での推進体制の構築をはじめとする環境整備や、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施していただきますようお願いいたします。  
指定都市においては、都道府県からの支援を活用し、庁内での推進体制の構築をはじめとする環境整備を行っていただき、適切な事務執行のための必要な準備等に遺漏なきようお願いいたします。また、移譲される事務と、従来から処理している関連事務を一体的かつ総合的に行うことによって、住民等へのサービスや利便性の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 4 第12次地方分権一括法に伴う制度改正について地方公共団体から相談をいただくため、引き続き内閣府地方分権改革推進室に下記のとおり専用メールアドレスを設けていますので、適宜御活用ください。

### 【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室

北中、梅原、三重野、大友、佐々木、伊藤、坂本、徳平

Tel: 03-3581-2455 Email: teianbosyu.c3b@cao.go.jp